

委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い

平成 25 年 5 月 14 日事調第 211 号
各(総合)振興局長あて農政部長

沿革 平成 25 年 5 月 14 日事調第 211 号
一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1528 号

1 目的

この事務取扱いは、北海道農政部が所管する面工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る業務箇所的位置変更について、軽微な設計変更に伴う事務処理の簡素化を図り、事業の適期及び効率的な執行を確保することを目的とする。

2 該当工種

暗渠排水、客土・石礫除去等のほ場調査設計に係る工種

3 適用の範囲

次の条件を満たすほ場の調査設計に適用することができる。

(1) 工種が同一であること。

(2) 業務箇所の変更が当該契約地区内であり、かつ、当初明示した業務面積の 2 割以内であること。

ただし、当初明示した業務面積が 10ha 未満のときは 2 割を超える場合も適用できるものとする。

(3) 変更が生じた場合の業務委託料の増減見込額の累計が、現業務委託料に対して、「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満であること。

(4) 委託期間に影響を与えないこと。

4 設計図書における条件の明示について

入札の条件として、当該業務箇所の変更が生じる場合があることを特記仕様書に明示すること。

5 設計変更の取扱い

委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領（平成 21 年 6 月 25 日付け事調第 345 号農政部長通達）によるものとする。

6 委託期間の変更を伴う設計変更の扱い

委託業務機関に係る設計変更が 3 の (1) ～ (3) に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い委託期間を変更する必要があるときは、その都度、業務委託料等の変更の手続きをするものとする。